



'99 乙訓 介護保険フォーラム

参加無料

地域に根ざした介護をめざして

- 日時 平成11年11月6日(土) 午後1時~4時 開場は午後0時30分
- 場所 長岡京記念文化会館
- 内容 第1部 劇(介護保険抄) -竹とりの光の風の土ありて- 第2部 パネルディスカッション
- 主催 乙訓介護保険フォーラム実行委員会
- お問い合わせ 乙訓医師会事務局 ☎953-3914 FAX952-2343

※手話通訳・要約筆記・磁気ループを用意しています。

市では、市民の声を市政に反映させようと、「市民まちづくりフォーラム」を設置します。

このフォーラムは、座長を設けるなど、その運営はフォーラム自身に任せ、市民自らの手で、まちづくりについての調査や研究を行い、市政に対して自由で活発な意見や提案をしていただくというものです。

■フォーラムの活動内容 ①まちづくり施策の調査研究 ②行政サービスのあり方の調査研究 ③まちづくり施策の推進 ※初年度は、専門の講

ご応募ください 市民まちづくりフォーラム

師からまちづくりの手法を学びます。 ■応募資格 満20歳以上の市民で、市政に積極的な発言をする意欲のある人。性別・職業は問いません。ただし、公務員は除きます。

■任期 平成11年11月1日~平成13年3月31日

■募集人数 20人

■申込み・お問い合わせ 秘書広報課にある所定の申込書に必要事項を記入の上、10月8日(金)までに秘書広報課市

今月から介護保険要介護認定の申請受付が始まりました。

介護保険による介護サービスが利用できる人は、65歳以上の人で、寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)と認められた人や、常時の介護までには必要ないが、家事や身支度等日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)と認められた人です。

また、40歳から64歳の人では、老化が原因とされる15種類の病気で介護や支援が必要と認められた人です。

平成12年4月1日から、介護サービスを利用するには、この申請をして、要介護認定を受ける必要があります。

要介護認定とは、介護が必要な状態かどうか、あるとすればどれくらい必要かを、客観的に判定するものです。

介護が必要な人で、介護サービスの利用を希望される人は、必ず申請しましょう。申請手続きは次のとおりです。

■受付期間 平成11年10月1日から、土・日曜日・祝日を除く午前8時30分~正午、午後1時~5時の間で随時受け付けます。なお、平成12年4月1日から介護サービスをj受けるためには、平成12年1月末

までに申請してください。

■申請受付場所 高齢者福祉課

■申請書配布場所 高齢者福祉課、市内在宅介護支援センター(向日市社協・ケアセンター回生・向陽苑)

■申請者 本人又は家族(居宅介護支援事業者又は介護保険施設に申請を代行してもらった場合も可)

■添付書類 主治医意見書(かかりつけ医のおられない人は、高齢者福祉課で紹介します)

◎現在在宅サービスを利用されている人 9月中旬に手続きについてのご案内と申請書類一式を郵送してありますので、それを使用して申請手続きを行ってください。また、申請が一時期に集中しないよう、地区別に10月から12月の間で申請月を決めていますので、ご自分の申請月に申請するように協力ください。介護保険のサービスの利用開始は、申請した月にかかわらず、来年の4月1日からとなります。

■お問い合わせ 高齢者福祉課(内線371)

10月1日から始まります 介護保険要介護認定の申請受付

平成12年4月1日から介護保険制度が始まります。これに先立ち10月1日から要介護認定の申請受付が始まりました。

介護が必要と思われる人や、すでに在宅サービスや施設サービスを利用している人で引き続き介護サービスの利用を希望される場合は、必ず申請しましょう。

今回はあわせて、被保険者の資格と、その資格区分による保険料の決め方や納め方をお知らせします。

介護保険制度では、40歳以上の国民全てが被保険者となります。なお、65歳以上は第1号被保険者、40歳から64歳の各種健康保険の被保険者及び各種共済組合の組合員、ならびに国民健康保険の加入者を第2号被保険者と区分されています。

介護保険

65歳以上の人は 第1号被保険者です

介護保険のサービスを利用できる人

- 寝たきりや痴呆などで、入浴、排泄、食事などの日常生活動作について、常に介護が必要な状態(要介護状態)と認定された人
- 常に介護が必要でないが、掃除、洗濯、買物、身じたくなど、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)と認定された人

保険料

●所得段階に応じた額を市町村が決定します(※市町村のサービス水準に応じて異なり、サービスが充実している市町村では高くなり、逆の場合は低くなります)

保険料の納め方

- 老齢・退職年金が一定額(月額1万5千円)以上の年金を受けている人は、年金から天引きされることとなります
- 老齢・退職年金額が一定額(月額1万5千円)未満の人は、個別に市区町村に納めていただきます

介護保険に関するお問い合わせ

保険年金課 内線257
高齢者福祉課 内線371

40歳以上65歳未満の人は 第2号被保険者です

介護保険のサービスを利用できる人

- 初老期痴呆、脳血管障害などの老化が原因とされる病気により介護や支援が必要な状態(要介護・要支援状態)と認定された人

保険料

- 加入している医療保険の保険者が決定します
- 国民健康保険の加入者の場合
 - ・所得に応じて異なります
 - ・保険料の半分は公費で負担されます
- 健康保険などの加入者の場合
 - ・給料に応じて異なり、半額を事業主が負担します
 - ・被扶養者は加入している医療保険の被保険者が、皆で保険料を負担することとなりますので直接の負担は有りません

保険料の納め方

- 加入している医療保険の保険料として納めます
- 国民健康保険の加入者の場合
 - ・世帯ごとに世帯主が納めていただきます
- 健康保険などの加入者の場合
 - ・加入している医療保険の健康保険料及び共済組合の掛金として給与から天引きされます

ブラネタリウム秋番組 殿!!船出にござる!

10月2日(土)~12月26日(日) ブラネタリウム投影開始時刻

火・水・木曜日...午後2時30分・4時
土・日曜日...午前10時・11時・午後1時・2時30分・4時
※第2土曜日のみ午後7時30分も投影します。

ブラネタリウム観覧料

観覧料金	個人	団体(20人以上)
大人	200円	180円
小・中学生	100円	50円
幼児	無料	

天文館だより

ビデオ・シアター スターライト・シネマ

ブラネタリウム室の満天の星空の下で、映画を見ませんか。

アルマゲドン

10月22日(金)午後2時
23日(土)午後5時
24日(日)午後5時

■定員 各時間とも80人(全席自由席)

■料金 無料(要整理券) ※小学生以上

入場整理券は、10月1日(金)午前10時から天文館で配布します。(1人2枚まで)

京都府指定文化財 須田家住宅一般公開

■申込み(先着順) 往復はがき(1枚で2人まで可)に(往)見学希望日時(第2希望まで可)、それぞれの氏名・年齢・性別・住所・電話番号を記入(復)表面に代表者住所・氏名を記入(裏面は白紙)

■送付先 〒617-0002 寺戸町西ノ段1 須田久重宛

■維持管理協力金 大人300円、小学校高学年・中学生100円(小学校低学年以下のお子さま連ればご遠慮ください)

■お問い合わせ 須田家 ☎921-2797

10月25日(月)~31日(日) 午後1時~3時

高辺家宅

須田家住宅は、昭和62年の指定文化財に形定す。